



山形県公報

平成15年12月16日(火)
第1501号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                     |                   |      |
|---------------------|-------------------|------|
| 国土調査の成果の認証.....     | (農村計画課) ...       | 1383 |
| 同 .....             | ( 同 ) ...         | 1384 |
| 同 .....             | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同 .....             | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同 .....             | ( 同 ) ...         | 1385 |
| 土地改良事業施行の適当の決定..... | (村山総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 都市公園の区域の変更.....     | (都市計画課) ...       | 同    |
| 道路の区域の変更.....       | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 1387 |
| 県道の供用の開始.....       | ( 同 ) ...         | 同    |

### 教育委員会関係

### 告 示

|                        |   |
|------------------------|---|
| 山形県教育委員会12月定例会の招集..... | 同 |
|------------------------|---|

### 公 告

|                    |             |      |
|--------------------|-------------|------|
| 大規模小売店舗の新設の届出..... | (商業振興課) ... | 1388 |
|--------------------|-------------|------|

### そ の 他

|                   |             |      |
|-------------------|-------------|------|
| 環境影響評価準備書の縦覧..... | (交通基盤課) ... | 1389 |
|-------------------|-------------|------|

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第1149号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成15年12月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
寒河江市
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から  
平成15年10月9日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
寒河江市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字幸生の一部

- 5 認証年月日  
平成15年12月9日
- 

## 山形県告示第1150号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成15年12月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
南陽市
  - 2 調査を行った期間  
平成13年5月22日から  
平成15年3月19日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
南陽市地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
鍋田、島貫の各一部
  - 5 認証年月日  
平成15年12月9日
- 

## 山形県告示第1151号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成15年12月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
高島町
  - 2 調査を行った期間  
平成13年5月22日から  
平成15年3月19日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
高島町地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字竹森、大字深沼、大字川沼、大字一本柳、大字石岡の各一部
  - 5 認証年月日  
平成15年12月9日
- 

## 山形県告示第1152号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成15年12月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
川西町
  - 2 調査を行った期間  
平成4年4月1日から  
平成7年3月30日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
川西町地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字上奥田、大字下奥田、大字時田、大字高山、大字苙、大字上小松、大字堀金の各一部
  - 5 認証年月日  
平成15年12月9日
-

## 山形県告示第1153号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成15年12月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 調査を行った者の名称  
藤島町
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から  
平成15年10月14日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
藤島町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字添川の一部
- 5 認証年月日  
平成15年12月9日

## 山形県告示第1154号

寒河江川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年12月8日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業計画書の写し（原の内地区）
  - (2) 寒河江川土地改良区定款の写し
- 2 縦覧に供する場所  
河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成15年12月24日から  
平成16年1月29日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第1155号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた最上中央公園の区域を次のように変更し、平成15年12月25日から供用を開始する。

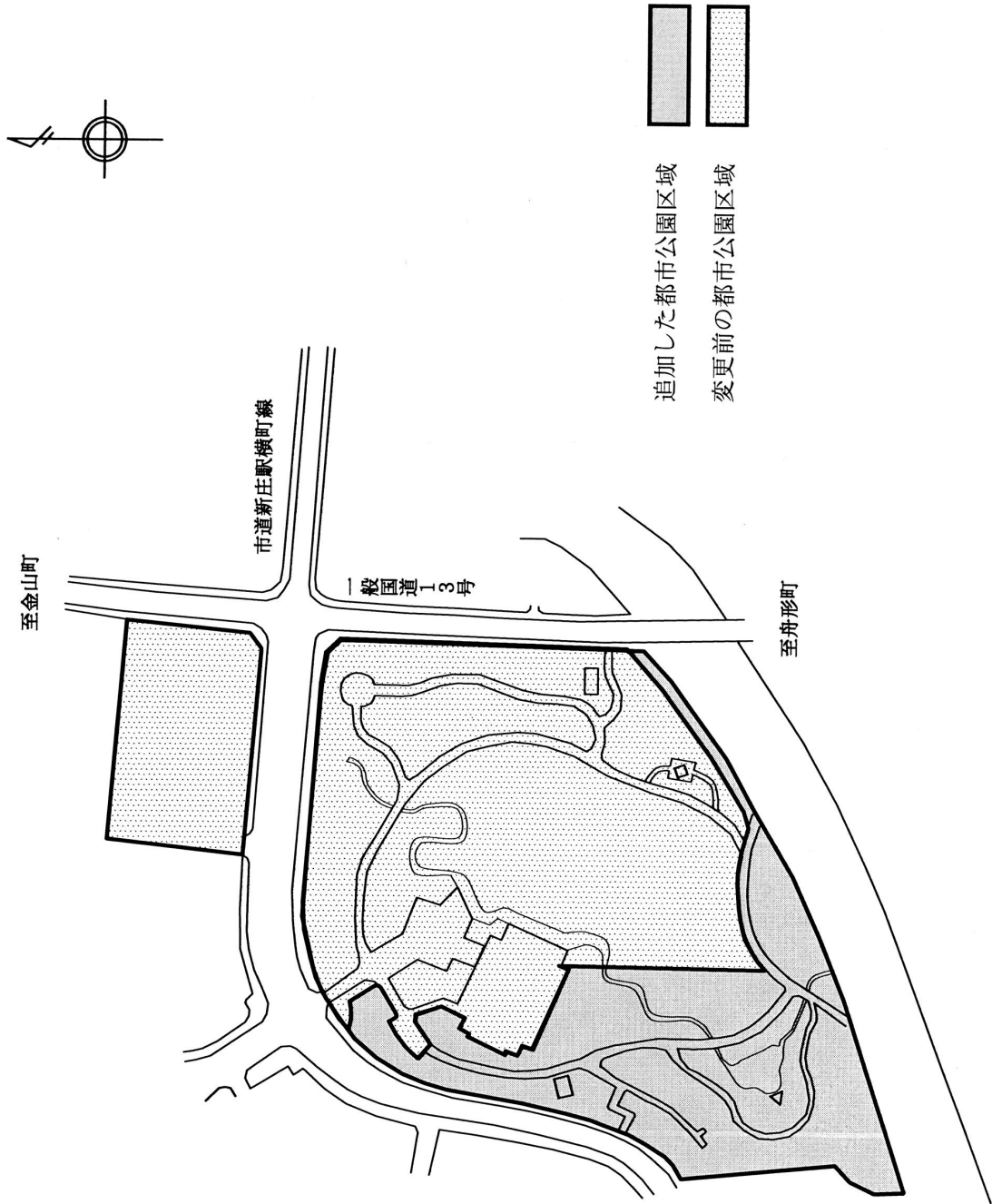
なお、関係図面は、土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課において縦覧に供する。

平成15年12月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

最上中央公園の区域  
次の図のとおり

# 最上中央公園



## 山形県告示第1156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月16日から同年12月29日まで縦覧に供する。

平成15年12月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 三瀬水沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長           |
|-------------------------------------|------|----------------------|---------------|
| 鶴岡市大字三瀬字下降矢3番1から<br>同 大字中山字草見69番1まで | 旧    | 27.0メートル<br>と<br>5.4 | メートル<br>1,020 |
| 同 上                                 | 新    | 27.0メートル<br>と<br>5.4 | 同 上           |
| 同 上                                 |      | 32.2メートル<br>と<br>7.6 | メートル<br>1,002 |

## 山形県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月16日から同年12月29日まで縦覧に供する。

平成15年12月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 面野山鶴岡線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字豊田字谷地田164番から  
同 字堰向135番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年12月17日

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第15号

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

平成15年12月16日

山形県教育委員会

委員長 安 孫 子

博

- 1 招集の日時  
平成15年12月19日（金） 午後2時
- 2 召集の場所  
山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議題  
(1) 教職員の人事について

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成16年4月16日まで縦覧に供する。

平成15年12月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鶴岡ファッションモール  
鶴岡市大字文下字広野32番1号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社豊栄商事 鶴岡市鳥居町20番1号  
代表取締役 石川 鐵雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 藤原 秀次郎  
株式会社アベイル 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号  
代表取締役 島村 治伸
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成16年7月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,997平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 90台
  - (2) 駐輪場の収容台数 13台
  - (3) 荷さばき施設の面積 180平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 31立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前10時  
ロ 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時45分から午後9時15分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から翌日の午前1時まで
- 8 届出年月日  
平成15年11月28日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年4月16日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

## そ の 他

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第14条第1項の規定に基づき一般国道47号新庄古口道路環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第16条の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月16日

国土交通省東北地方整備局長 浜 口 達 男

### 一 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- 1 事業者の名称 国土交通省東北地方整備局
- 2 代表者の氏名 国土交通省東北地方整備局長 浜口 達男
- 3 事務所の所在地 宮城県仙台市青葉区二日町9番15号

### 二 対象事業の名称、種類及び規模

- 1 名 称 一般国道47号 新庄古口道路
- 2 種 類 一般国道の改築
- 3 規 模 延長約11Km

### 三 対象事業実施区域

起 点 山形県新庄市  
終 点 山形県最上郡戸沢村  
通過地 山形県新庄市、同県最上郡戸沢村

### 四 関係地域の範囲

山形県新庄市、同県戸沢村及び大蔵村及び鮭川村

### 五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

- 1 縦覧の場所 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所  
山形県 土木部 交通基盤課  
山形県 最上総合支庁 建設部 道路計画課  
新庄市 建設課  
戸沢村 建設課  
大蔵村 建設課  
鮭川村 産業建設課
- 2 縦覧の期間 平成15年12月16日(火)から平成16年1月15日(木)まで  
(土曜日、日曜日、休日及び平成15年12月29日(月)から平成16年1月2日(金)を除く。)
- 3 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで。  
(山形県土木部交通基盤課及び山形県最上総合支庁建設部道路計画課の縦覧時間については午前8時45分から午後5時15分までとする。)

### 六 意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面に日本語により住所、氏名（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、意見（意見の理由も含む。）及び意見書の提出の対象である準備書の名称を記入した上、平成16年1月29日(木)までに、次に掲げる場所に提出するか、又は縦覧の場所に備え付けられた意見書箱に投函すること（郵便により提出する場合は、同日午後5時までに必着のこと。）

国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所調査第二課  
(郵便番号990-9580 山形県山形市蔵王西成沢47番地)

意見書の様式

様式は任意

意見書は本人の氏名及び住所、意見の提出の対象である準備書の名称並びに準備書についての環境の保全の見地からの意見を、日本語により意見の理由を含めて記載し、書面にて提出すること。

### 七 説明会の開催を予定する日時及び場所

- (一) 平成16年1月8日(木)午後7時  
新庄市大字本合海1151番地 新庄市福宮公民館

(二) 平成16年 1 月 9 日(金)午後 6 時30分  
 最上郡戸沢村大字藏岡上の山3718番地 1 号 戸沢村若者センター

八 問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所調査第二課  
 (郵便番号990-9580 山形県山形市蔵王西成沢47番地)

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号   | ページ  | 行         | 誤                       | 正                      |
|------------|--------------|------|-----------|-------------------------|------------------------|
| 平成15.10.31 | 第1488号       | 1238 | 19        | 県営関口アパート1号              | 県営桜木アパート1号             |
| 同          | 同            | 同    | 30        | 児童遊園、広場及び緑地、通路、駐<br>車場  | 児童遊園、広場及び緑地、通路、駐<br>車場 |
| 同          | 同            | 1248 | 9         | 山形市本町二丁目4<br>番8号        | 〃 本町二丁目4<br>番8号        |
| 同          | 11.14 第1492号 | 1278 | 2         | にのたきうりょう                | にのたきうりょう               |
| 同          | 同            | 同    | 同         | さんのたきうりょう               | さんのたきうりょう              |
| 同          | 同            | 1279 | 下から<br>13 | 西田川郡温海町大字一霞字<br>布滝56の29 | 東根市大字六田字長谷842<br>の7    |
| 同          | 同            | 同    | 下から<br>10 | 西田川郡温海町大字一霞字<br>布滝56の29 | 東根市大字六田字長谷842<br>の7    |